

## 死亡獣等の焼却処理場の整備及び処理について

### 1 背景

新斎場建設に伴い津斎場（動物炉）が廃止されることから、新たに死亡獣等の焼却処理場として旧家城火葬場を使用するため、平成26年9月16日付で家城自治協議会と協定を締結しました。

また、今後は家城自治協議会へ業務を委託し、当該焼却処理場の運営及び維持管理を行う予定です。

### 2 協定書の概要

(1) 相手方 家城自治協議会 会長 海野ミネミ

(2) 場 所 津市白山町南家城字川久保2503番1 旧家城火葬場

(3) 主な内容

ア 本市は家城自治協議会から建物を無償で譲り受けるものとする。

イ 本市は家城自治協議会から施設に係る土地を使用貸借により借り受けるものとする。

ウ 土地の使用期間は、3年から5年までとする。

エ 使用期間が満了したときは、土地を更地にしたうえで返還する。

オ 施設等の点検、整備等を本市の負担において行う。

### 3 業務委託の内容

(1) 委託予定者 家城自治協議会 会長 海野ミネミ

(2) 業務内容 死亡獣等の焼却処理及び施設維持管理業務等

### 4 焼却処理場の使用者

本市、国、三重県、中日本高速道路株式会社等

### 5 今後の対応

当該焼却処理場の整備及び運営等に係る経費を平成26年度12月補正予算に計上する予定です。

## 協 定 書

津市（以下「甲」という。）と家城自治協議会会長海野ミネミ（以下「乙」という。）とは、甲が津市白山町南家城に設置する死亡獣等焼却処理場（以下「焼却場」という。）について、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、焼却場に関して、甲、乙が相互に連携及び協力関係を構築し、焼却場の周辺地域の住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

## （協定事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達するために次の事項を行う。

- (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の環境関係法令を遵守し、環境保全に努めなければならない。
- (2) 乙は、甲が焼却場として使用するため、乙の所有に係る建物を甲に無償で譲り渡すものとする。この場合において、甲、乙双方は別途建物贈与契約を締結するものとする。
- (3) 乙は、焼却場が存する[ ]及び[ ]の所有に係る土地（用地）を甲に無償で貸し付けるものとする。この場合において、乙にあってはあらかじめ当該無償貸付け（土地使用貸借）に関する一切のことについて[ ]及び[ ]から権限の委任を受けておくものとする。
- (4) 前号の場合において、同号の土地（用地）の貸付期間は、3年から5年までとし、甲、乙双方は別途土地使用貸借契約を締結するものとする。
- (5) 甲は、前2号の規定による貸付期間が満了したときは、第3号の土地（用地）を更地にした上で乙に返還しなければならない。ただし、乙の承諾があったときは、現状のまま返還することができる。
- (6) この協定の締結後、焼却場に係る配電設備及び焼却炉等の点検、整備等について甲の負担において行うものとする。

## （建物及び土地）

第3条 焼却場として使用するため、乙から甲に無償で譲り渡す建物及びその存する土地（用地）は、次のとおりとする。

区分	所在等	面積	所有者	備考
建物	津市白山町南家城字 川久保2503番1	103.15㎡	家城自治協議会	旧家城火葬場
土地		469㎡	[ ] [ ]	旧家城火葬場 敷地

## （疑義等の決定）

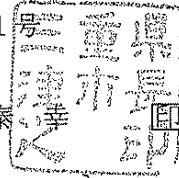
第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年9月16日

甲 津市西丸之内23番1  
津市

津市長 前 葉 泰



乙 津市白山町同家成851-3  
家成自治協議会  
会長 海野三

